

令和 6 年度



総合教育会議

- (1) ふるさと教育について（地域・企業との連携）
- (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について
- (3) 子どもたちの心に寄り添う支援のあり方について

教育委員会 学校教育部 総合教育センター課

長崎県「ふるさと教育」全体像

【ふるさと教育が目指すもの】

- ・ふるさとを舞台に系統性・一貫性をもって学ぶことを通して、「ふるさと
の未来を担う人材の育成」を目指す。

「ふるさとの未来を担う人材の育成」

将来、県内就職やリターンによりふるさとで活躍する人材だけではなく、遠く離れた地からもふるさとの発展を願う人材を育成する。

【身に付けさせたい心情や力】

- ・ふるさとへの愛情や誇り
- ・ふるさとを担おうとする実践力
- ・起業家精神 チャレンジ精神 探究心
- ・創造性 自尊感情 アイデンティティ
- ・グローバルな視点 等

系統性・一貫性

①地域の魅力を心と記憶に刻む
ふるさと教育

ふるさと学
モデルカリキュラム

②地域の産業や人材と出会う
ふるさと教育

地域の魅力（歴史・伝統文化・自然・食）などを五感で学ぶ
郷土資料の活用 郷土の偉人についての学習 伝承遊び
農漁業体験
地域のお祭りや伝統芸能、行事への参加

地域の課題解決や魅力発信に向けた探究的な学び
地元企業や商工会、起業家、市町部局との連携
子ども議会や会議 まちづくりコンテスト 子ども職業体験
地域の産業を支える人材育成 地域産業の理解
小中高の出口意識 県内就職

小学校

低学年

中学年

高学年

知る

体験する

比較する

課題を捉える

解決策を考える

貢献する

魅力を創り出す

地域の人・もの・こと
整理 再発掘

つなぐ

中学校

高校

市町教委

市町部局

企業・商工会

地域人材
起業家

芸能・文化団体

高校・大学

地域協働活動本部

PTA

目的

将来、「ふるさとの未来を担う人材」を育成する。

- ・ふるさとで活躍する人材を育成する。
- ・ふるさとを遠く離れた地からもふるさとの発展を願う人材を育成する。

小中高一体となったふるさと教育

小学校

中学校

高等学校

① 地域の魅力を心と記憶に刻むふるさと教育

【研究指定市の取組から】

地域の魅力（歴史・伝統文化・自然・食）などを五感で学ぶ
郷土資料の活用 郷土の偉人についての学習 伝承遊び
農漁業体験
地域の祭りや伝統芸能、行事への参加

- ・地域の魅力ある資源（もの、こと、ひと）を関連付けた学習
- ・地域の歴史や産業を小・中学校が交流して学習
- ・地域の特産品について、小学校と高校が交流して学習

② 地域の産業や人材と出会うふるさと教育

【研究指定市の取組から】

地域の課題解決や魅力発信に向けた探究的な学び
地元企業や商工会、起業家、市町部局との連携
子ども議会や会議 まちづくりコンテスト 子ども職業体験
地域の産業を支える人材育成 地域産業の理解
小中高の出口意識 県内就職

- ・地域の産業について、小・中学校と高等学校の専門学科が交流して学習
- ・地域の活性化に向けて、小中高が連携した起業体験学習
- ・コミュニティ・スクールを活用した地域の産業や人材を通じた学習

「ふるさと学」モデルカリキュラム開発研究

系統性

ふるさと教育体系図

協議・支援

研究指定市（指定校・連携高校）

- ・長崎市（仁田佐古小・日見中・長崎鶴洋高
長崎総科大附属高・長崎女子高）
- ・島原市（三会小・三会中・島原農高・島原商高）
- ・大村市（大村小・鈴田小・三浦小・玖島中
大村高・大村城南高・大村工高）
- ・対馬市（比田勝小・比田勝中・上対馬高）
- ・南島原市（口之津小・口之津中・口加高）

- ・各研究指定市町で開催し、研究指定校の研究が円滑に推進できるよう協議・支援する。
- ・研究指定校の教職員、市町教委、市町関係部局、高等学校教職員、商工会、地域企業等によって構成する。

【研究指定市の取組から】

- ・コミュニティ・スクールを活用した地域との協議、協働体制の構築
- ・推進協議会でのカリキュラム検討を通じた、子供たちの学びの「見える化」による地域との共有
- ・推進協議会を通じた、「もの・ひと・こと」などの教育資源の発見・活用 など

「ふるさと学」推進協議会

これからの課題

- ◆地方創生(人口減少対策)の展開は、各部局の横断的な取組により進められているが、教育政策においても、積極的な取組が期待されている。
- ◆若者の定着及びUターンを促進すべく、児童に対して、佐世保市(広域圏)への愛情や誇り、地元で働き・暮らす意識の醸成を深めていく必要がある。
- ◆企業からも、「人材不足が深刻で、地元の高校・大学から人材採用が難しい」、「小中学生の段階から、企業を知ってもらう取組が非常に重要で必要」との意見が大きい状況。
- ◆連携中枢都市圏の中心市としての役割から、広域圏児童の学習機会の創出を図る取り組みが必要。
- ◆安定した複数年にわたる事業費を確保する必要がある。

佐世保市(広域圏)への愛情や誇り
／ 地元で働き・暮らす意識の醸成

市内(広域圏)就職やUターンで活躍する人材
県外から佐世保市(広域圏)の発展を願う人材

令和 6 年度



総合教育会議

- (1) ふるさと教育について（地域・企業との連携）
- (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について**
- (3) 子どもたちの心に寄り添う支援のあり方について

教育委員会 学校教育部 学校教育課
教育総務部 社会教育課

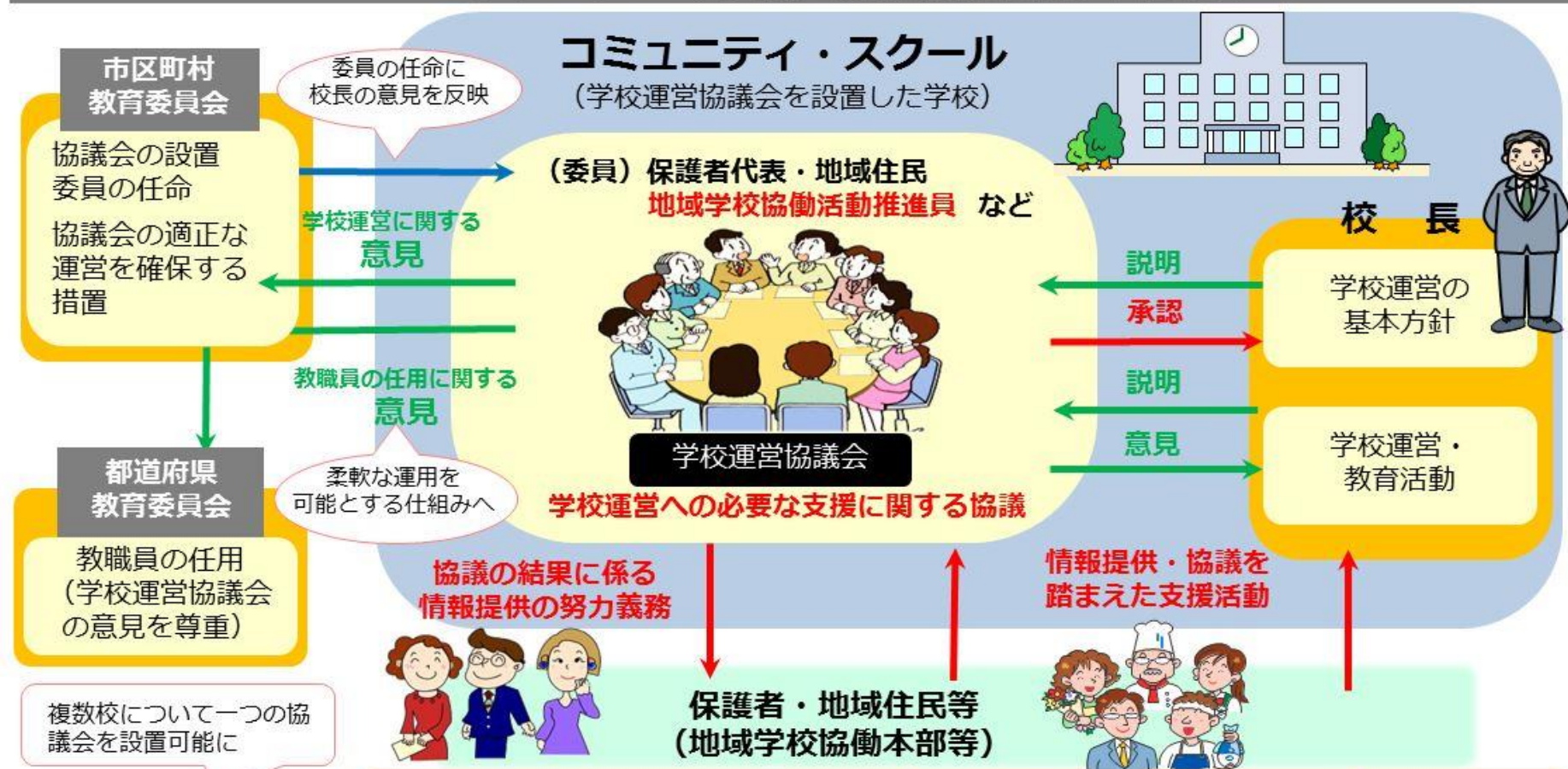
これからのコミュニティ・スクール（CS）と 地域学校協働活動の活性化

地域とともにある
学校

学校を核とした
地域づくり



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

コミュニティ・スクールのメリット

子どもにとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。

保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

佐世保市におけるコミュニティ・スクールの現状

導入から経緯

平成29年度 海光る町学園運営協議会（小佐々小・楠栖小・小佐々中）

令和4年度 江迎地区学校運営協議会（江迎小・猪調小・江迎中）
金比良小学校・光海中学校運営協議会（金比良小・光海中）
木風小学校運営協議会（木風小）

令和5年度 潮見小学校学校運営協議会（潮見小）
大塔小学校運営協議会（大塔小）
大崎分校学校運営協議会（相浦西小学校大崎分校）
宇久小中学校運営協議会（宇久小・宇久中）

令和6年度 日宇小学校学校運営協議会（日宇小）
赤崎小学校学校運営協議会（赤崎小）
船越小学校学校運営協議会（船越小）
日野小学校学校運営協議会（日野小）
高島分校学校運営協議会（相浦小学校高島分校）

令和6年時点

導入率 19/70（校） 27%

	H29	R4	R5	R6	合計
地区	1	3	4	5	13
小	2	4	4	5	15
中	1	2	1	0	4

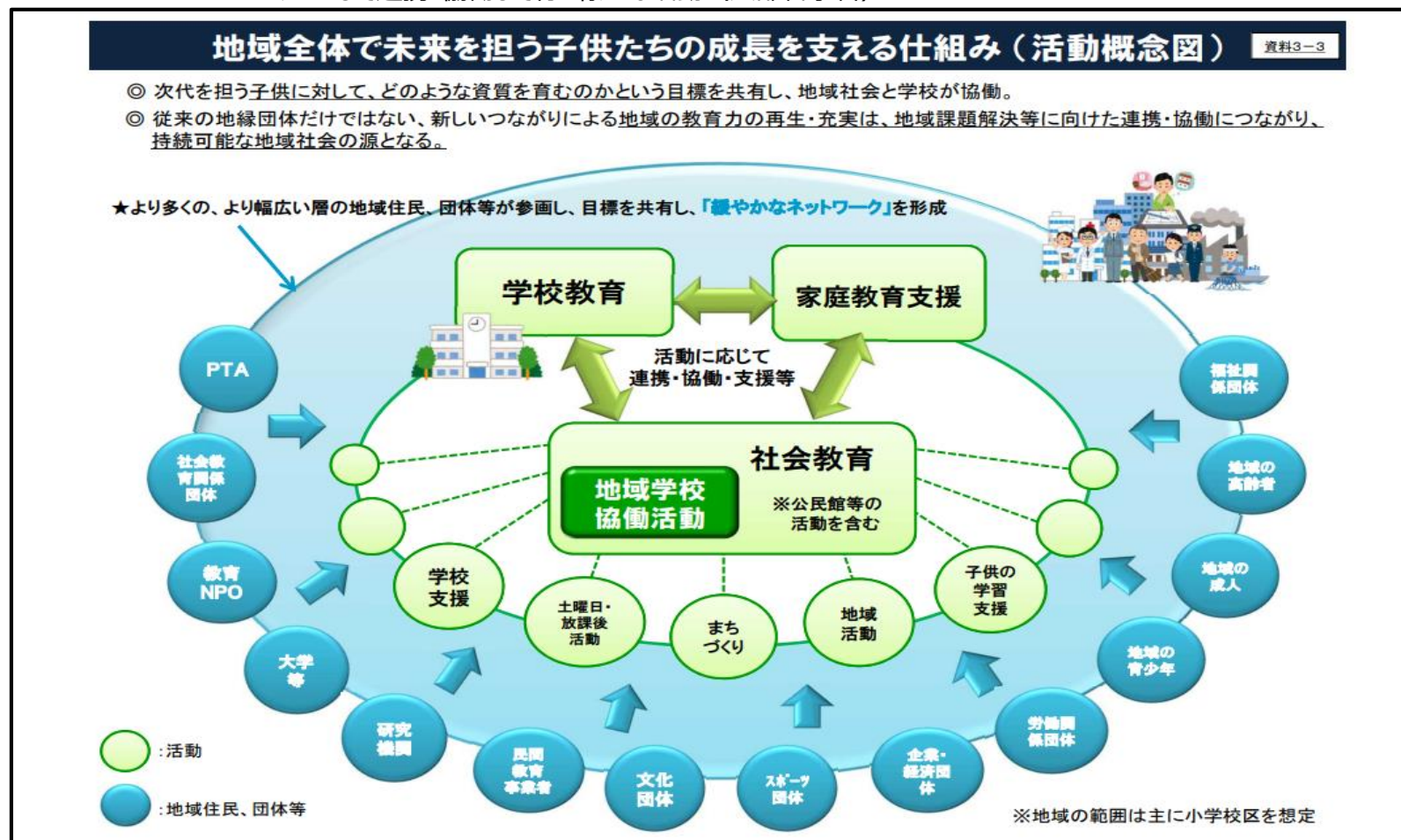
令和5年時点での導入率

全国 52.3%

本市 20.0%

地域学校協働活動について

1. 地域学校協働活動とは 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（文部科学省）



2. 佐世保市における地域学校協働活動の現状

(1) 地域学校協働本部が運営する「地域学校協働活動」 (地域学校協働活動事業) H29年度開始

目的：学校⇄地域の相互支援、学校を核とした地域づくり

- ・CSの活動体制として地域学校協働本部を設置。
令和6年度現在13本部19校と委託契約。
今後、CSの拡充に合わせて、年間数本部ずつ拡充予定。
- ・コーディネート役として「地域学校協働活動推進員」を置く。

活動類型	活動内容（例）
①学校教育活動を地域が支援する活動	読み聞かせ、〇つけ支援、授業の個別支援（算盤、書道、ミシン）など
②地域活動を学校や教職員が支援する活動	地域行事（運動会、夏祭り、文化祭等）への参加・支援など
③地域と学校が協働した放課後等の支援活動	「放課後子ども教室」「地域未来塾」を除く放課後等の支援など

(2) 放課後子ども教室としての「地域学校協働活動」 (放課後子ども教室事業) H19年度開始

目的：安全安心な居場所、学習・文化・交流の機会づくり

- ・小学生を対象に、放課後等の活動の場の確保や児童の健全育成を支援する事業。令和6年度26教室と委託契約。
- ・コーディネート役として、放課後子どもプラン・コーディネーターを置く。※地域学校協働活動推進員がいる学校にはなし

活動類型	活動内容（例）
1 見守り型	子どもたちのみでの遊びや活動を目的としており、大人が活動の安全を見守るもの（自由遊び、読書、映写会、自習など）
2 体験型	子どもの体験・交流活動の機会を充足するため、協働活動支援員などが活動に関与するもの（昔あそび、スポーツ体験、料理、小物づくり、季節行事、読み聞かせなど）
3 学習支援型	学力向上や学習習慣の定着化を目的に教科学習の支援を行うもの
4 通学合宿	子どもたちが、地域の宿泊可能な施設で一定期間寝食を共にしながら学校に通うもの

(3) 地域未来塾としての「地域学校協働活動」(地域未来塾事業)

H29年度開始

目的：基礎学力向上、学習習慣定着、社会性やコミュニケーション能力の育成

- ・教員OB、地域の有志等により放課後の児童生徒に学習支援を行う事業。
- ・令和5年度まで全校の運営を佐世保市教育会に委託。
- ・令和6年度以降、教育会が運営する学校は中学校3校まで（1校5年間）。

実施校	活動内容
小佐々中・早岐中 光海中・金比良小 (R6地域移行)	放課後等に 学力向上・学習習慣の定着化、社会性・コミュニケーション能力の育成を目的として 学習支援等を行うもの。

佐世保市におけるコミュニティ・スクール（ＣＳ）・地域学校協働本部の成果

令和5年度 全国学力学習状況調査 児童・生徒質問紙調査より（対象者：小学校6年生、中学校3年生）

小学校6年生 質問番号（25）	今住んでいる地域の行事に参加していますか		中学校3年生 質問番号（29）	今住んでいる地域の行事に参加していますか	
	当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる		当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる
佐世保市内学校運営協議会導入校	34.4%	33.7%	佐世保市内学校運営協議会導入校	22.3%	33.0%
佐世保市	24.5%	31.9%	佐世保市	8.8%	22.7%
全国	24.3%	33.5%	全国	12.2%	25.8%



学校運営協議会を導入している小・中学校ともに、地域の行事に参加をしている、どちらかと言えば参加していると回答した児童生徒の割合が、佐世保市、長崎県、全国ともに上回っている。特に中学校の割合が顕著に高い結果となった。

令和5年度 いのちを見つめる強調月間における実施状況調査より（対象者：保護者・地域の方）

（4点満点の平均）	学校運営協議会 導入校	学校運営協議会 未導入校	市全体平均
強調月間取組全般を通して、学校・家庭・地域の連携を深めることができましたか。	3.32	3.11	3.13



学校運営協議会を導入している学校が、学校での教育活動において、家庭・地域との連携しているととらえている地域・保護者の方が多い。



コミュニティ・スクール(CS)関連

成果

- CSになって、学校として非常に力強い味方を得た
- 地域(中学校)単位でやることで、ひとつの流れとして見ることができ、小中の教員同士の交流が深まり、地域の方の顔が良く見えるようになった

課題

- 非常に良い制度だが、期待できる姿にまではなっていない
- 学校単位ではなく、地域単位(中学校単位)でやった方がよい
- 会議回数が少なく、また会議以外の場で関係者が集って相談をしながら取り組む形が必要
- 働き方改革の重要性が増しており、地域との一体的活動により、先生方の負担軽減に繋がって欲しい
- 高齢の決まった方々が「地域(の人)」と位置づけられてはいないか(地域の定義があいまい)



地域学校協働活動(放課後子ども教室・地域未来塾)関連

成果

- 子どもたちへの効果として、朝の見守りによって全校児童が登校できるようになり、田植えなどの地域行事への体験を糧にしたり、交流を通して自身の表現力が上がったりした
- 見守りのサポートをして頂く方にお礼の手紙と入浴剤を贈ったら非常に喜ばれた(予算ではない取組みとして)
- 協働本部の予算(委託料)により教育サポーターや支援員へ謝金を出せることは、活動をお願いする側にとって非常に助かっている

課題

- 指定を受けなくても、マルつけ先生や登下校の見守りなどに取り組んでいる地域はある
- すべての地域での活動に予算がついている訳ではなく、地域差がある
- 未来塾にしても放課後子ども教室にしても、一番の課題としては「人材不足」
学習支援員のほとんどが高齢、地域も教育会も同様
活動推進員も他に様々な役割を担っており、負担が大きい
- 企業を引き込む仕組みの検討してはどうか
協働本部側メリット：子どもの産業体験は有益、担い手や活動資金(協賛)面で期待
企業側のメリット：地元への企業活動周知、社会貢献
- 5年で予算支援がなくなるというのは地域にとっては大きな課題
- 会議等において、活動報告のみになりがちで、振り返りが乏しい
- 未来塾の地域移行において、CS化していないところは実施主体をどこが担うか、また高校入試制度が大きく変わる(前倒しになる)ことなどによる実施方法の見直しも

令和 6 年度



総合教育会議

- (1) ふるさと教育について（地域・企業との連携）
- (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について
- (3) 子どもたちの心に寄り添う支援のあり方について**

教育委員会 学校教育部 青少年教育センター

文部科学省・子ども家庭庁 の方針に基づき・・・

多様化・複雑化 する困り感に対して

誰一人取り残すことのない

支援を展開

誰一人取り残すことのない支援 の実現に向けて

01



特別支援

特別な支援を要する児童生徒に対する心に寄り添う支援

02



不登校支援

不登校をはじめとする児童生徒の困り感等に対する心に寄り添う支援

誰一人取り残すことのない支援 の実現に向けて

01

特別支援

特別な支援を要する児童生徒に対する心に寄り添う支援

02

不登校支援

不登校をはじめとする児童生徒の困り感等に対する心に寄り添う支援



特別な支援を必要とする児童生徒の学習の場

小・中学校

交流及び
共同学習

特別支援学校

通常の学級

特別支援学級

学習や生活する上で必要な支援を行います。場合によっては、支援員が授業に入り、お子さんの学習の支援を行います。

通級指導教室

通常の学級に在籍しながら、決まった時間だけ個別に指導を受け、障害の改善・克服を図る学習形態です。

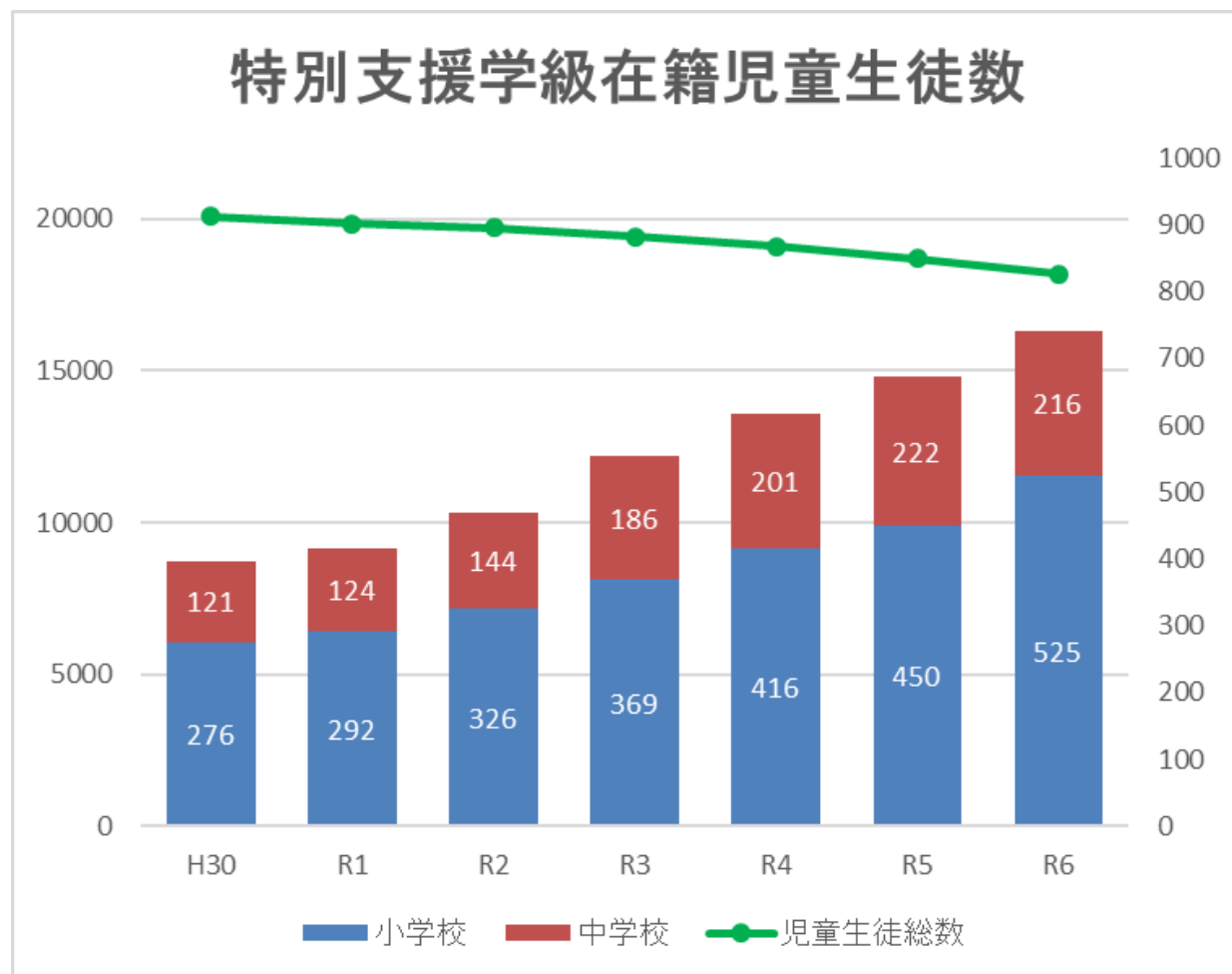
交流及び
共同学習

一人一人の習熟度に合わせて、学習内容や方法を工夫し、少人数での学習を行います。

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を習得できるように学習を進めます。



佐世保市小中学校児童生徒の推移



キーパーソン

小学校・中学校・義務教育学校
特別支援教育補助指導員の配置

特別支援教育補助指導員（49名）

- 個別の支援を必要とする児童生徒への支援
 - 医療的ケア児への支援（看護師資格のある補助指導員）
-
- ・児童生徒への支援指導体制の充実
 - ・安全面での配慮
 - ・小・中学校での医療的ケアの実施
 - ・児童生徒及び保護者の負担軽減

小学校 41校、中学校 16校に配置

誰一人取り残すことのない支援の実現に向けて

01

特別支援

特別な支援を要する児童生徒に対する心に寄り添う支援

02

不登校支援

不登校をはじめとする児童生徒の困り感等に対する心に寄り添う支援

本市における

支援体制・

取り組み

01

校内教育支援教室（S_{pecial}S_{upport}R_{oom}）

- ・学校に足が向かない生徒や教室に入りづらい状況にある生徒の学校・教室復帰を目指す。
- ・生徒の心の安定を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を育てる

02

あすなろ教室（教育支援教室）

- ・学校に足が向かない児童生徒の居場所、小集団活動を通して少しずつ自信をつけて、将来の社会的自立を目指す
- 集団支援**
 - ・小集団での学習や体験活動（スポーツ活動、文化活動等）での支援
- 個別支援**
 - ・あすなろ教室には通級できるが、集団が苦手な児童生徒たちへの支援
- サテライトあすなろ教室**
 - ・あすなろ教室への通級が難しい児童生徒への支援（地区コミセン等で週1～2回程度開設）

キーパーソン



スクールカウンセラー (SC)

心理面でのサポート・児童生徒や保護者に寄り添い、解決に向かわせる。

対象：学校に来ている児童生徒



スクールソーシャルワーカー (SSW)

児童生徒との面談だけでなく、福祉等関係機関とつなぎ、子どもを取り巻く家庭環境等の改善に働きかける

対象：登校・不登校を問わない

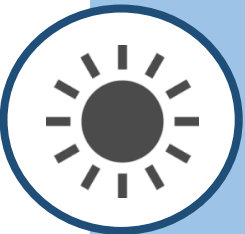
実例



中3男 ヤングケアラー（高1兄、父親が違う兄弟4人）
母と継父はともに昼夜労働。
その結果、下の兄弟の食事や洗濯、掃除などを本生徒が担っていた。
経済的にも困窮していた。



SSWが子ども子育て応援センターと連携しながら介入。
継父と母の離婚成立後、自宅差し押さえで退去する必要がある、
子どもたちの学習環境整備のためにも生活基盤を整える必要があった。
そこで、生活保護の申請と生活基盤を整えるため子どもたちの一時保護を提案。



生活保護の申請が承認され、転居先も決定した。
子どもたちの一時保護も調整され、生活基盤の改善に向け順調に
好転の方向へ向かっている。

SSWの連携実績

子ども子育て応援センター (916件)	相談支援事業所 (279件)	スクールカウンセラー (260件)
子ども女性障がい者支援センター (127件)	子ども発達センター (114件)	放課後デイサービス (69件)
医療機関 (66件)	障害福祉課 (48件)	高等学校 (46件)
社会福祉協議会 (28件)	生活福祉課 (24件)	etc...

合計：2,215 件